

処方・調剤・ 保険請求の

Q & A

日本薬剤師会

Q 現在、保険薬剤師として保険薬局に勤務しています。結婚して姓が変わる予定ですが、できれば結婚後も、薬局では旧姓を使用して働きたいと考えています。そのようなことは可能でしょうか。もし可能であれば、どのような手続きが必要ですか。（匿名希望）

A 婚姻などにより氏名に変更が生じた場合、①薬剤師名簿の登録事項の訂正、②保険薬剤師の氏名変更に係る手続きはそれぞれ必要ですが、これらの手続きの際に、免許証の書換交付を不要とすることなどにより、事実上、旧姓を使用することが可能です。

薬剤師が婚姻などに伴い氏名が変更となった場合は、厚生労働省が管理している薬剤師名簿の登録事項を訂正するため、手続きを行わなければならないことになっています（薬剤師法施行令第5条第1項、表1）。具体的には、変更から30日以内に、必要書類として戸籍謄本（または抄本）を添付して住所地の保健所へ訂正申請書を提出します。

また、さらに保険薬剤師の場合には、地方厚生局で管理されている保険薬剤師の登録内容を変更するための手続きが必要です（健康保険法に基づく政省令、表2）。具体的には、変更後速やかに、必要書類として戸籍謄本（ま

たは抄本）と保険薬剤師登録票を添付して管轄の厚生局へ氏名変更届を提出します。

そして、薬剤師名簿の登録事項の訂正に伴い、薬剤師免許証の記載事項に変更が生じた場合には、免許証の書換交付を行うことが可能です（薬剤師法施行令第8条第1項、表3）。しかし、免許証の書換交付については、薬剤師名簿の訂正手続きの取り扱いとは異なり、必ずしも法令上義務付けられているわけではありません。そのため、婚姻後も旧姓を使用することを希望する場合には、免許証の書換交付を行わないことで、旧姓を使用し続けることが可能となります。保険薬剤師の登録票についても、法令上、同様の規定が設けられています（表4）。

ただし、薬剤師免許証の書換交付を不要とした場合であっても、保険薬剤師の登録内容の変更、すなわち氏名変更届の提出は必要です。その際、変更届の「変更事由」欄に変更事由を記入するとともに、「旧姓使用を希望する」旨を記載することで、旧姓のままの登録票を使用することが可能とされています。詳細は地方厚生局のホームページなどに掲載されていますので、ご確認ください。

すなわち、薬剤師の旧姓の使用については、法制度上担保されているわけではありませんが、前述のような方法により、事実上使用可能となっているようです。

表1 薬剤師名簿の訂正申請

薬剤師法

（薬剤師名簿）

第6条 厚生労働省に薬剤師名簿を備え、登録年月日、第8条第1項又は第2項の規定による処分に関する事項その他の免許に関する事項を登録する。

薬剤師法施行令

（薬剤師名簿の登録事項）

第4条 薬剤師名簿には、次に掲げる事項を登録する。

1 登録番号及び登録年月日

2 本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）、氏名、生年月日及び性別

3～6 〈略〉

（薬剤師名簿の訂正）

第5条 薬剤師は、前条第2号の登録事項に変更が生じたときは、30日以内に、薬剤師名簿の訂正を申請しなければならない。

2 前項の申請をするには、申請書に申請の原因たる事実を証する書類を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

表2 保険薬剤師の登録変更の届出

健康保険法

(保険医又は保険薬剤師)

第64条 (中略) 保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師は、厚生労働大臣の登録を受けた(中略)薬剤師(以下「保険薬剤師」という。)でなければならない。

(保険医又は保険薬剤師の登録)

第71条 第64条の登録は、(中略)薬剤師の申請により行う。

2~4 (略)

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令

(名簿)

第3条 厚生労働大臣は、(中略)保険薬剤師名簿を備え、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 登録の記号及び番号並びに登録年月日
- 2 氏名及び生年月日
- 3 (中略)薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日
- 4 前三号に掲げる事項のほか、厚生労働省令で定める事項

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令

(登録の申請)

第12条 法第71条の規定により(中略)保険薬剤師の登録を受けようとする(中略)薬剤師は、様式第2号による登録申請書を登録に関する管轄地方厚生局長等に提出しなければならない。(以下、略)

2 (略)

(保険医及び保険薬剤師に関する届出)

第16条 (中略) 保険薬剤師は、次の各号の一に掲げる事由が生じたときは、速やかに、その旨及びその年月日を登録に関する管轄地方厚生局長等に届け出なければならない。この場合において、その届出が第1号に係るものであるときは、その事実を証する書類を、(中略)添えなければならない。

- 1 氏名に変更があつたとき。
 - 2, 3 (略)
- 2~5 (略)

表3 薬剤師免許の書換交付

薬剤師法

(登録及び免許証の交付)

第7条 免許は、試験に合格した者の申請により、薬剤師名簿に登録することによつて行う。

2 厚生労働大臣は、免許を与えたときは、薬剤師免許証を交付する。

薬剤師法施行令

(免許証の書換交付)

第8条 薬剤師は、薬剤師免許証(以下「免許証」という。)の記載事項に変更を生じたときは、免許証の書換交付を申請することができる。

- 2 前項の申請をするには、申請書に免許証を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 3 第1項の申請をする場合には、厚生労働大臣の定める額の手数料を納めなければならない。

表4 保険薬剤師登録票の書換交付

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令

(登録票)

第4条 厚生労働大臣は、保険医又は保険薬剤師の登録をしたときは、速やかに、保険医登録票又は保険薬剤師登録票(次条において「登録票」という。)を交付するものとする。

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令

(登録票の書換交付の申請)

第17条 保険医又は保険薬剤師は、前条第1項第1号に掲げる事由に係る届出に当つては、登録票を添えて、その書換交付を申請することができる。